

# 経営情報レポート



## 2014年歯科診療報酬改定 改定ポイントと 新設評価項目

- 1 歯科診療報酬改定率と重点課題
- 2 重点項目に対応した改定概要
- 3 口腔機能変化への対応と医療技術の保険導入
- 4 新算定項目に係る疑義解釈通知

# 1 | 歯科診療報酬改定率と重点課題

## 1 | 歯科診療報酬改定率

歯科における 2014 年度診療報酬改定率は、プラス 0.99%であり、初診料・再診料に加算された消費税補てん分を加味すると、実質改定率は 0.12%となりました。

財源としては、プラス 0.99%で約 300 億円、うち消費税対応として約 200 億円が補てんされましたので、実質改定率対応分として 100 億円が配分されたこととなります。

### ■2014 年診療報酬改定率

	改定率	(消費税補てん分)	実質改定率
医 科	+0.82%	(+0.71%)	+0.11%
歯 科	+0.99%	(+0.87%)	+0.12%
調 剤	+0.22%	(+0.18%)	+0.04%

## 2 | 歯科診療報酬改定重点課題

重点課題として掲げられたのは、高齢化社会を背景とした在宅医療の推進と周術期口腔機能管理の充実です。特に、周術期口腔機能管理は、術後の誤嚥性肺炎等の外科的手術後の合併症等の軽減を目的に前回診療報酬改定で新設され、今次改定でより強化されました。

### ■重点課題について

#### 1. 高齢者の自立度低下に伴う在宅医療等の充実

- ①在宅療養患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所の評価
- ②在宅歯科医療における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価
- ③歯科訪問診療 2 の見直し及び歯科訪問診療 3 の新設等 ほか

#### 2. 周術期口腔機能管理の充実等

- ①周術期口腔機能管理が必要な患者における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価
- ②周術期口腔機能管理を実施した患者に対する手術料の加算の新設等、周術期口腔機能管理の充実

### 3 | ライフステージごとの口腔機能変化対応

重点課題のほかに、ライフステージごとの変化対応について、4つの視点で評価を行うこととなりました。これは、高齢期における摂食・嚥下<sup>えんげ</sup>等の口腔機能低下を防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（高等学校を含む）に、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要という考え方によるものです。また、新規歯科医療技術や先進医療の保険導入についても、今回の改定では重点的に評価されています。さらに、期待された外来診療環境体制加算は、小幅の改定に留まりました。

#### ■ライフステージごとの口腔機能変化対応

##### 1. 生活の質に配慮した歯科医療の推進

- ① 正常な口腔機能の獲得・成長を促すための対応（小児期）
  - ⇒ 小児保隙装置<sup>ほげき</sup>の評価、小児義歯の適応拡大
- ② 口腔機能の維持・向上を図るためにおける対応（成人期）
  - ⇒ 舌接触補助床等の訓練の評価及び有床義歯の継続的管理の見直し、歯周治療用装置の要件の見直し ほか
- ③ 歯の喪失リスク増加
  - ⇒ 歯周病安定期治療の評価体系等の見直し、フッ化物局所応用に関する評価の見直し、口腔機能の維持・向上、回復に資する技術の評価の見直し

##### 2. 新規医療技術の保険導入

- ① 歯科矯正用アンカースクリューを用いた歯科矯正治療の評価
- ② 局部義歯に係るコンビネーション鉤の評価
- ③ 顎関節治療用装置装着患者に対する訓練等の評価 ほか

##### 3. 先進医療の保険導入等

- ① 歯科用CAD/CAM装置を用いて製作された歯冠補綴物<sup>ほてつ</sup>の評価
- ② 歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術<sup>しこんたん</sup>の評価

##### 4. 患者の視点に立った歯科医療

- ① 初再診時における歯科外来診療環境体制加算の見直し

### 4 | 注目された主な改定項目

#### (1) 歯科訪問診療の改定

今回の改定で最も注目されるのは、歯科訪問診療の評価の見直しです。具体的には、歯科訪問診療1は850点⇒866点、歯科訪問診療2は、380点⇒283点、さらに1日に10人以上診療した場合、診療時間が20分未満に限った「歯科訪問診療3：143点」が新設されました。

## ■ 歯科訪問診療の改定概要

歯科訪問診療	同一建物に居住する患者数及び診療時間	改定前点数	改定後点数	差異
歯科訪問診療 1	1人 (20分以上)	850点	866点	+16点
歯科訪問診療 2	2人以上 9人以下 (20分以上)	380点	283点	97点
歯科訪問診療 3	20人以上 (20分未満)	—	143点 (新設)	—

## (2) 周術期における口腔機能管理の充実等

周術期口腔機能管理が必要な患者について医科医療機関から歯科医療機関の情報提供にかかる加算が算定できるようになりました。また、実施した患者に対する手術料の加算の新設等、周術期口腔機能管理の充実を図るようになっていきます。

## ■ 新たに設けられた施設基準

### ● (新) 歯科医療機関連携加算 100点

#### 〈診療情報提供料の加算〉

保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合に算定。

### ● (新) 周術期口腔機能管理後手術加算 100点 (医科、歯科点数表)

#### 〈手術の部の通則加算〉

歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、顔面・口腔・頸部、胸部及び腹部に掲げる悪性腫瘍手術又は心・脈管（動脈及び静脈は除く）に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合に算定。

## (3) 先進医療の保険導入等

新たに歯科用CAD/CAMについても、点数が新設されました。ただし、算定要件のハードルが高いため、多くの歯科医院で算定できるかは今後注目されるところです。

## ■ 歯科用CAD/CAM(コンピュータ支援設計・製造ユニット)装置を用いて制作された<sup>ほてつ</sup>歯冠補綴物の評価

### ● (新) CAD/CAM冠 1,200 点

#### (算定告示)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<sup>ほてつ</sup>歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて、<sup>ほてつ</sup>歯冠補綴物(全部被覆冠に限る。)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

## (4)初・再診時における歯科外来診療環境体制加算の評価の見直し

期待されていた外来診療環境体制加算は、結果的に初診料に 28 点⇒26 点、再診料加算が 2 点⇒4 点の加算となりました。安心・安全を目指した診療所の充実を図る視点からの改定ですが、大幅な評価の引き上げには至っていません。

### ■ 歯科外来診療環境体制加算

歯科訪問診療	改定前点数	改定後点数	差異
歯科外来診療環境体制加算 (初診料の加算)	28 点	26 点	-2 点
歯科外来診療環境体制加算 (再診料の加算)	2 点	4 点	+2 点

## (5)消費税8%への引き上げに伴う対応

消費税引上げに伴い、医療機関や薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、基本診療料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せされています。

改定前		改定後	
歯科初診料	218点	(改)歯科初診料	234点 (+16点)
歯科再診料	42点	(改)歯科再診料	45点 (+3点)
【個別項目】		【個別項目】	
歯科訪問診療料1	850点	(改)歯科訪問診療料1	866点 (+16点)

## 2 | 重点項目に対応した改定概要

### 1 | 在宅歯科診療に対する評価

今次改定の重点課題のうちの「在宅歯科医療の推進等」に対し、新規の施設基準等が設けられたほか、一部評価の見直しがありました。主な改定項目は下記のとおりです。

#### (1) 歯科訪問診療の改定

歯科訪問診療については、各点数が改定されたとともに、歯科訪問診療 2 が 2 人以上 9 人以下でかつ診療時間が 20 分以上に、1 日に 10 人以上訪問した場合、あるいは診療に要した時間が 20 分以下の場合に算定する歯科訪問診療 3 が新設されました。各点数には消費税アップへの対応分が加算されています。

また、在宅患者等急性歯科疾患対応加算については、同一建物居住者が 55 点に統合されました。

#### ■ 歯科訪問診療の見直し及び新設

改定前				改定後			
		同一の建物に居住する患者数		同一の建物に居住する患者数			
		1人	2人以上	1人	2人以上9人以下	10人以上	
患者一人につき 診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療 1 【850点】	歯科訪問診療 2 【380点】	歯科訪問診療 1 【866点】	歯科訪問診療 2 【283点】		
	20分未満	歯科初・再診料【218点・42点】		歯科訪問診療 3【143点】			

#### ● 歯科訪問診療料

1	歯科訪問診療 1	850点	} →	866点 (うち、消費税対応分+16点)
2	歯科訪問診療 2	380点		283点 (うち、消費税対応分+3点)
(新) 3	歯科訪問診療 3			143点 (うち、消費税対応分+3点)

#### ● 在宅患者等急性歯科疾患対応加算

イ	同一建物居住者以外の場合	170点	} →	同一建物居住者 55点
ロ	同一建物居住者 (同一日に5人以下)	85点		
ハ	同一建物居住者 (同一日に6人以上)	50点		

## (2) かかりつけ医機能の強化

歯科訪問診療のうち、在宅療養を行っている患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所（歯科訪問診療料1）の評価として、加算が新設されました。

### ■新たな加算点数

#### ● 歯科訪問診療料1の加算

（新）在宅かかりつけ歯科診療所加算 100点

#### 【留意事項通知】

在宅療養患者（（5）のイ（集合住宅にあつては高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に該当する住宅に限る。）に入居若しくは入所している患者又は口のサービスを受けている患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対して歯科訪問診療1を算定した場合に所定点数に加算する（下記参照）。

#### 【施設基準告示】

- （1） 歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であること。
- （2） 当該診療所で行われる歯科訪問診療の延べ患者数が月平均5人以上であり、そのうち8割以上が歯科訪問診療1を算定していること。

在宅かかりつけ歯科診療所加算における在宅療養患者とは、下記の施設に入居または入所している患者、短期入所生活介護やグループホームに入所している患者は除かれますので注意が必要です。

### ■在宅療養患者の対象外となる患者

#### ① 下記などに入居または入所している患者 ～（5）のイ

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- マンションなどの集合住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）

#### ② 下記などのサービスを受けている患者 ～（5）のロ

- 短期入所生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

## 2 | 周術期における口腔機能管理の充実等

周術期における口腔機能管理は歯科診療所の取組みが少なく、また歯科医療機関と連携がなく歯科を標榜していない病院も口腔機能管理をほとんど実施していないのが現状です。

そこで、周術期口腔機能管理が必要な患者に対し、医療機関から歯科医療機関の情報提供に係る評価と、管理を実施していることや手術に対し、加算等が新設されました。

### ■新規算定項目

- 周術期口腔機能管理が必要な患者における医科医療機関から歯科医療機関の情報提供にかかる評価

(新) 歯科医療機関連携加算 100点〈診療情報提供料の加算〉

#### 【留意事項通知より抜粋】

歯科を標榜していない病院が、医科点数表に掲げる悪性腫瘍手術（病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。）又は心・脈管系（動脈・静脈を除く。）の手術若しくは造血幹細胞移植の手術を行う患者について、手術前に歯科医師による周術期口腔機能管理の必要性を認め、歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合に算定する。

- 周術期口腔機能管理を実施した患者に対する手術料の加算の新設等、周術期口腔機能管理の充実

(新) 周術期口腔機能管理後手術加算 100点〈手術の部の通則加算〉

#### 【医科点数表より抜粋】

歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、顔面・口腔・頸部、胸部及び腹部に掲げる悪性腫瘍手術又は心・脈管（動脈及び静脈は除く）に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、100点を手術の所定点数に加算する。

#### 【歯科点数表より抜粋】

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）（1に限る。）、周術期口腔機能管理料（Ⅱ）（1に限る。）を算定した患者に対して、算定後1月以内に悪性腫瘍手術を全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、100点をそれぞれ所定点数に加算する。

### ■改定

周術期口腔機能管理料（Ⅰ） 手術前 190点 ⇒ 280点

周術期口腔機能管理料（Ⅱ） 手術前 300点 ⇒ 500点



## 3 | 口腔機能変化への対応と医療技術の保険導入

### 1 | 各ライフステージの口腔機能変化への対応

各ライフステージの口腔機能の変化への対応が小児期、成人期と分けて、算定項目が新設されています。下記にその一部を解説します。

#### (1) 小児期の対応

小児期の口腔機能変化への歯科治療に対し、保険装置<sup>ほげき</sup>の装着が新設されました。

##### ■小児保険装置の評価

- (新) 小児保険装置<sup>ほげき</sup> 600 点

##### 【算定告知】

注1 クラウンループ又はバンドループを装着した場合に算定する。

注2 保険医療材料は、所定点数に含まれる。

#### (2) 成人期の対応

成人期は、有床義歯による口腔機能の回復又は維持を主眼とした調整又は指導と、舌接触補助床<sup>えんげ</sup>を装着した患者に摂食・嚥下機能の改善を行う項目が新設されました。

##### ■舌接触補助床の訓練の評価及び有床義歯の継続的管理の見直し

- (新) 歯科口腔リハビリテーション料 1

##### 1 有床義歯の場合

イ 口以外の場合 100 点      口 困難な場合 120 点

##### 2 舌接触補助床の場合 190 点

##### 【算定告示】

1 について：有床義歯を装着している患者に対して、月 1 回を限度として算定する。

2 について：舌接触補助床を装着している患者に対して、月 4 回を限度として算定する。

摂食機能療法を算定した日は、歯科口腔リハビリテーション料 1 は算定できない。摂食機能療法の治療開始日から起算して 3 月を超えた場合において、当該摂食機能療法を算定した月は、歯科口腔リハビリテーション料 1 は算定できない。

### (3) 歯の喪失リスク増加への対応

歯を喪失するリスク回避を目的とする治療の取組みに対し、ライフステージごとに評価体系を見直しており、患者の歯の状態別に点数が分けられました。

#### ■ 歯周病安定期治療の評価体系の見直し等

改定前 歯周病安定期治療（一口腔につき） 300点



改定後 歯周病安定期治療（一口腔につき）

- |   |               |       |
|---|---------------|-------|
| 1 | 1 歯以上 10 歯未満  | 200 点 |
| 2 | 10 歯以上 20 歯未満 | 250 点 |
| 3 | 20 歯以上        | 350 点 |

#### 【留意事項通知より抜粋】

歯周病安定期治療は、歯科疾患管理料又歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、中等度以上の歯周病を有するものに対して、一連の歯周基本治療等の終了後、一時的に症状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持し、治癒させることを目的とした治療を実施した場合に1口腔につき月1回を限度として算定する。

#### ■ フッ素物局所応用に関する評価の見直し等

##### ●（新）フッ化物歯面塗布処置

- |   |            |                |
|---|------------|----------------|
| 1 | う蝕多発傾向者の場合 | 80 点（改定前評価の移行） |
| 2 | 在宅等療養患者の場合 | 80 点           |

#### 【算定告示より抜粋】

1については、歯科疾患管理料を算定したう蝕多発傾向者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回を限度として算定する。

2については、歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回を限度として算定する。

## 2 | 新規医療技術・先進医療の保険導入等

### (1) 新規医療技術の保険導入等

医療技術や医療機器、材料等は進化しており、また自由診療としてしか認められなかつ

た治療が多々ありますが、その医療技術や最新医療等の一部を保険適用し、導入できるようになりました。

### ■ 歯科矯正用アンカースクリューを用いた歯科矯正治療の評価

#### ● (新) 植立<sup>しよくりつ</sup> 500点 (1本につき)

##### 【留意事項通知】

植立は、歯科矯正診断料又は顎口腔機能診断料を算定した患者であって、歯科矯正用アンカースクリューを歯槽部又は口蓋に植立し、当該装置を固定源として、歯科矯正治療を実施した場合に算定する。

#### ● 〈特定保健医療材料〉 歯科矯正用アンカースクリュー 3,710円

次のいずれかに該当すること

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「歯科矯正用アンカースクリュー」であること
- (2) 歯科矯正治療において矯正力付与の固定源とすることを目的に使用するスクリューであること。

## (2) 先進医療の保険導入等

最新医療機器（歯科用CAD/CAM・コンピュータ支援設計・製造ユニット装置）を活用した補綴物<sup>ほてつ</sup>や手術等の評価に対し、基準が新設されました。

### ■ 歯科用CAD/CAM装置を用いて制作された歯冠補綴物<sup>ほてつ</sup>の評価

#### ● (新) CAD/CAM冠 1,200点

##### 【施設基準通知】

- (1) 歯科補綴治療<sup>ほてつ</sup>に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 保険医療機関内に歯科技工士が配置されていること。なお、歯科技工士を配置していない場合にあつては、歯科技工所との連携が図られていること。
- (3) 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていること。なお、保険医療機関内に設置されていない場合にあつては、当該装置を設置している歯科技工所と連携が図られていること。

## 4 | 新算定項目に係る疑義解釈通知

厚生労働省から診療報酬改定や新基準について、疑義解釈通知が出されています。主要な項目を抜粋し、下記に掲載しました。

### 1 | 医学管理・在宅医療

#### ■医学管理：新製有床義歯管理料

**Q** 有床義歯床下粘膜調整処置を行い、有床義歯の新製又は床裏装<sup>しょうりそう</sup>を予定している場合の取扱いが見直されましたが、同月内に有床義歯の新製を行った場合に新製有床義歯管理料は算定できますか？

**A** 算定できます。なお、この場合において、同月内に歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」は算定できません。

#### ■在宅医療：歯科訪問診療料

**Q** アパート、マンション等の同一建物に居住する2人の患者に対して歯科訪問診療を行った場合で、2人のうち1人が20分以上、別の1人が20分未満の場合についての取扱いは？

また、同一建物に居住する10人の患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、10人のうち、9人が20分以上、別の1人が20分未満の場合の取扱いは？

**A** 2人の患者のうち、20分以上の患者については歯科訪問診療料2、20分未満の患者については歯科訪問診療料3で算定します。  
同日に10人以上歯科訪問診療を行った場合は、診療時間に関わらず、すべての患者について歯科訪問診療料3で算定します。

#### ■在宅医療：歯科訪問診療料

**Q** 在宅かかりつけ歯科診療所加算については、在宅療養患者の定義に該当する患者であって、施設に入所している患者や病院に入院している患者についても対象になりますか？

**A** 施設に入所している患者や病院に入院している患者は加算の趣旨から対象とはなりません。

## 2 | リハビリ・処置等

### ■リハビリテーション：歯科口腔リハビリテーション料1

**Q** 有床義歯の新製後に、同月内に当該義歯の修理を行った場合の取り扱いは？

**A** 当該有床義歯の新製時に新製有床義歯管理料を算定した場合は、同月内に歯科口腔リハビリテーション料1の「1 有床義歯の場合」は算定できません。

### ■処置：フッ化物歯面塗布処置

**Q** う蝕多発傾向者に対するフッ化物歯面塗布処置が医学管理から処置に項目が移されましたが、平成26年3月にフッ化物局所応用加算を算定していた場合は、当該処置は翌月に算定できますか？

**A** 平成26年5月末まで算定できません。

### ■<sup>ほてつ</sup>歯冠修復及び欠損補綴：CAD/CAM冠

**Q** 保険医療機関が、医療機器として届け出たCADを設置しているA歯科技工所及び医療機器として届け出た/CAMを設置しているB歯科技工所に対して連携が確保されている場合は、当該技術に係る施設基準を満たしていると考えてよいですか？

**A** その通りです。この場合は、届出洋式の備考欄にCADを設置している歯科技工所及び/CAMを設置している歯科技工所名がそれぞれ分かるように記載し、当該療養に係る歯科技工士名を記載します。

### ■<sup>ほてつ</sup>歯冠修復及び欠損補綴：小児保隙装置

**Q** 下顎左側第一入臼歯の早期喪失に対して下顎左側第二入臼歯に小児保隙装置を装着した場合の傷病名（歯式）はどうしたら良いですか？

**A** 下顎左第一入臼歯の喪失を示す傷病名（例：MT）のみを付与します。

※本レポートは、厚生労働省ホームページ『平成 26 年度診療報酬改定の概要（歯科診療報酬）』から一部抜粋しています。

※記載された施設基準や評価（算定点数）は、要件等を抜粋しています。各詳細条件が有りますので算定する際には、十分留意してください。

## 歯科経営情報レポート 5月号

### 2014 年歯科診療報酬改定 改定ポイントと新設評価項目

---

【著 者】日新税理士事務所

【発 行 者】桐元 久佳

【発 行】日新税理士事務所

大阪府中央区大手前 1-7-31 OMMビル 13F

TEL : 06-4790-9707 FAX : 06-4790-9710

---

落丁・乱丁本はお取り替え致します。本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。その場合は、あらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

